高等部学部学級懇談会（4/16）資料

１年時

|  |  |
| --- | --- |
| 生徒がすること | 保護者がすること |
| ・校内実習  ・職業学習  ・インターンシップ（課程１）  ・自己理解（できること、できないこと） | ・情報収集  （サービスの理解、施設見学など）  ・御家庭での話合い  （特に一般就労を希望する場合） |

２年時

|  |  |
| --- | --- |
| 生徒がすること | 保護者がすること |
| ・校内実習及び産業現場等における実習（全員）  　（第１回目は９月下旬）  ・校外流通・サービス（課程１）…真岡図書館  ・職業学習  ・自己理解（なぜ働くのか、自分の課題） | ・同上  ・４月の懇談で実習先について担任と相談  （１学期終業式までに実習先を決める）  ・職業ガイダンス（７月）…一般就労希望者のみ |

３年時

|  |  |
| --- | --- |
| 生徒がすること | 保護者がすること |
| ・校内実習及び産業現場等における実習（全員）  ・職業学習  ・自己理解（実習で出た課題に向き合う）  ・応募書類の作成 | ・懇談や連絡帳等で進路希望先について担任及び進路指導担当と相談  ・福祉サービス利用希望の場合、行政とサービス受給のための手続き（年明けから）  ・一般就労及びＡ型希望の場合、栃木障害者職業センターにて重度判定（12月頃） |

【実習について】

・２年生は１期間で１か所、３年生は状況によって２か所以上の実習で調整します。事前に希望調査を配

付します。

・実習先については担任とよく御相談ください。必要に応じて、進路指導担当に相談してください。

・実習は原則自力通勤または保護者送迎です。施設側の御厚意で送迎が利用できる場合がありますが、あ

くまでも例外となります。

・学習の場を外にお借りする活動です。マナー遵守の御協力をお願いいたします。

（追記）２年生課程２生徒の初回実習は、原則として福祉事業所で行うことになります。

【福祉サービス利用を希望する方】

・進路指導部作成の「芳賀地区・近隣地区障害福祉サービス事業所等ガイドブック」などを参考に情報を

集めてみてください。ホームページの「進路指導室より」過去記事に掲載してあります。

・サービスの概要等については下記を御覧ください。

・卒業後サービスを利用するには、相談支援専門員が作る利用計画が必要です。在学中に「放課後等デイ

サービス」「短期入所」「行動援護」を利用している方には担当の相談員がおり、その方が引き続き担当

することがほとんどです。サービスを利用していない方は、３年生時に担当者を決め、契約します。

【一般就労を希望する方】

・一般就労には、自力通勤、職場の規律遵守等一定のハードルがあります。企業側のニーズを踏まえ、お

子様の実態把握を御家庭と協力しながら行った上で、実習の可否を判断します。

・本人が就職したいという気持ちをもっているか（保護者だけの願いではないか）が重要です。

・企業の障害者採用計画があることが前提です。福祉施設のように自由に選ぶことはできません。

・主な仕事内容は、清掃、環境整備、梱包、運搬、ライン、品出し、介護補助などの定型作業です。決し

て「キラキラした仕事」ではありません。したがって、「やりたい仕事」というよりも「仕事をやりた

い」という考え方が必要です。

障害福祉サービスの概要

★就労移行支援

　　・事業所での作業や企業等での実習を通して、一般就労等への移行を目指す。利用期間は２年間。

★就労継続支援Ａ型

　　・雇用契約を結び、事業所内外で作業を行う。一般的な労働時間は１日４時間程度。利用期間の制限

　　はない（原則65歳定年）。

★就労継続支援Ｂ型

　　・雇用契約は結ばず、事業所内外で簡単な作業を行う。利用期間の制限はない。

★生活介護

・入浴、排せつ、創作活動等の機会を提供するサービス。常時介護が必要な障害者が対象（障害支援

区分３以上）。利用期間の制限はない。

★共同生活援助（グループホーム）

・主に夜間に日常生活の援助、相談、入浴、排せつ、食事等を提供するサービス。主に軽度～中度の

方を対象としていたが、近年は常時介助を要する重度障害者が入居するホームもある。

★地域活動支援センター

・創作活動、生産活動等の機会を設け、社会との交流を図るための活動の場。利用期間の制限はない。

市町主管の事業で、利用対象は当該市町に住んでいる者。

《留意点》

●放課後等デイサービスは、高等部３年卒業後の３月31日までで終了です。

●「就労継続支援」や「生活介護」は、ほぼすべての施設で遅くとも16時までには終了となります。家

庭の事情等があり帰宅時刻を遅らせたい場合は、「日中一時支援」などを併せて利用しなければなりま

せん。留守番ができるか等も視点として必要となります。なお、「日中一時支援」は成人になっても利

用できます。上記サービスの隙間となる土曜日などに利用する方もいます。

●令和６年４月から障害者総合支援法が改正されたことを受けて、ある「Ｂ型」施設から要望がありまし

た。具体的には、「毎日通い、安定して１日作業ができる方」を希望するとのことです。（報酬の規定が

厳しくなったため）